



広島県報

号 外
第 7 号

発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

一般競争入札	公 告	(用 紙 別)
落札希望の公示	教育委員会教育課公告
落札希望の公示	建設課公告
放置車両の搬送希望に関する事務の取扱の公示	(十七)

告 白

次のおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第16条の規定によって公告する。

平成18年1月23日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般18第5号

1 調達内容

(1) 調達内容及び数量

ア 電動型昇降浴槽 2台, 電動昇降型ストレッチャー 2台

1 開閉鏡システム 1式

(2) 調達件名の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成18年3月8日(水) 午後5時

(4) 納入場所
広島県東広島市西条町田口295-3

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

上記(1)の件名で総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額を入札書に記載し、消費税及び地方消費税額をその右側に括弧書きすること。落札価格及び契約金額は、入札書に記載された金額とする(1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。)

2 入札参加資格

(1) 平成14年広島県告示第1228号(平成15年4月1日から平成19年12月31日までに県が発注する物品の売買、修理、借入れなどの一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など。)によって資格を認定されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 広島県の「物品の競争入札等に係る指名除外要領」に基づく指名除外を、本件調達の公告日から入札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

3 入札参加条件

仕様書に示された規格等の要件をすべて満たしている物品を納入することができること。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
広島市中区基町10番52号

広島県出納長室用度室(広島県庁舎南館1階)

(2) 契約条項を示す期間

平成18年1月23日(月)から平成18年2月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付期間及び入手方法
- ア 交付期間
- 平成18年1月23日(月)から平成18年2月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

- イ 入手方法
- 上記(1)の場所で直接受け取ること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所等
- ア 日時

- (ア) 電動型昇降浴槽及び電動昇降型ストリッチャー
- 平成18年2月6日(月) 午前11時
- (イ) 閉館鏡システム
- 平成18年2月6日(月) 午前11時30分

- イ 場所
- 広島市中区基町10番52号
- 広島県庁舎南館1階用度室入札室

- (5) 入札書の提出方法
- 持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 免除
- (3) 入札の無効
- 本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさない者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
- 要
- (5) 落札者の決定方法
- 広島県契約規則第19条の規定によって定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者と決定する最低価格落札方式とする。
- (6) 手続における交渉の有無
- 無
- (7) その他

平成18年1月23日(土曜日)

広島県教育委員会

詳細は入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒730 - 8511 広島市中区基町10番52号
 広島県出納長室用度室(広島県庁舎南館1階)
 電話 (082) 513 - 2141 (ダイヤルイン)

教育委員会教育委員会公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定によって公告する。

平成18年1月23日

広島県教育委員会教育長 関 靖 直

教決第1号

1 借入件名及び数量

広島県立高等学校(11校)情報化教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式(教一般17第19号)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県教育委員会事務局総務課総務課教育政策室

(2) 所在地

広島市中区基町9番42号

3 落札者を決定した日

平成17年12月21日(水)

4 落札者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社ハイエレコン	広島市西区草津新町一丁目21番35号
日本電子計算機株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

1,835,400円(月額賃借料(取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。))

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日
平成17年11月10日(木)

警 察 署 公 告

広島県広島中央警察署公告第1号

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県広島中央警察署長 富 田 弘 之

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社イケイ西日本

(2) 主たる事務所の所在地

広島市中区東白島町19番77号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

広島県広島中央警察署の管轄区域

(2) 期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

広島県広島東警察署公告第1号

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県広島東警察署長 田 邊 誠

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社イケイ西日本

(2) 主たる事務所の所在地

広島市中区東白島町19番77号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

広島県広島東警察署の管轄区域

(2) 期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

広島県広島西警察署公告第1号

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県広島西警察署長 小 笠 原 照 夫

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社イケイ西日本

(2) 主たる事務所の所在地

広島市中区東白島町19番77号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

広島県広島西警察署の管轄区域

(2) 期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

広島県広島南警察署公告第1号

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県広島南警察署長 柴 田 和 成

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
株式会社イケイ西日本
- (2) 主たる事務所の所在地
広島市中区東白島町19番77号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
- (1) 区域
広島県広島南警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

広島県広島北警察署公告第1号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県広島北警察署長 児 玉 整 爾

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
株式会社イケイ西日本
- (2) 主たる事務所の所在地
広島市中区東白島町19番77号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
- (1) 区域
広島県広島北警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

広島県呉警察署公告第2号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県呉警察署長 豊 田 貢

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
株式会社セゾン
- (2) 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
- (1) 区域
広島県呉警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

広島県福山東警察署公告第1号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年1月23日

広島県福山東警察署長 西 村 進

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
株式会社イケイ西日本
- (2) 主たる事務所の所在地
広島市中区東白島町19番77号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
- (1) 区域
広島県福山東警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成18年6月1日から平成19年3月31日まで